

Ⅱ 地域資源を活用し自然とふれあえるまち

1 緑と里山の保全

環境目標2-1

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
市域の緑地確保※2 単位：%	<p>取組・結果等について 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。</p> <p>近年は、公共施設の整備等による緑地の「増」に対し、人口増加などに伴う民有地の土地利用転換に伴う「減」が上回っていることのほか、西北部の市街化区域編入に伴う農業振興地域内の農用地区域が減少したことなどから、2023年度（令和5年度）実績として、市域全体では前年度以上の減少となっています。</p> <p>今後の取組・対策等について 今後も人口の増加が予測される本市ではありますが、引き続き、緑地の確保に努めます。</p> <p>また、緑地の多面的な機能を捉えたうえで、目にうつる緑の総量を確保することなどにより、市民生活の快適性の向上に繋げていきます。</p>	目標	—	—	—	29.0	△0.5/3.9 ポイント
		実績	25.1	24.7	24.6	—	
		対前年	—	△0.3	△0.1	—	
		対改定時	—	△0.4	△0.5	3.9	

※1 目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）

※2 本市における実績値。

(1) 緑の保全

① 緑の特徴

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、更に江の島の海食崖・岩礁など変化に富んだ様々な地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、これらの河川によって形成された谷戸が多く存在していました。

現在も残る川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪等の谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されつつ里地里山として維持されてきました。引地川や境川等の川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。鶴沼など、南部の平地は明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物の周りに防風用として植栽されたクロマツが景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道等の街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多く見られます。社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史のもとに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離せないものとなっています。

② 保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定状況

樹林面積は約 328 ha と推定されます。藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき都市化の厳しい市街化区域を重点に、将来にわたる重要な緑地や各種公害に対する緩衝地帯として、また都市景観を確保するため、民有緑地を保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定し、市有緑地だけでなく、民有緑地の維持に取り組んでいます。

また、樹林等の保存のほかに、新たに新設される生垣の普及についても推進しており、生垣を新設される方については生垣用苗木の無償交付を行っています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の年度別指定状況

年度	保存樹林 (m ²)	保存樹木 (本)	保存生垣 (ヵ所)
令和 2 年	1,060,962.03	744	226
令和 3 年	1,027,220.07	698	221
令和 4 年	1,017,538.02	683	218
令和 5 年	991,931.67	657	214
令和 6 年	974,671.69	652	213

③ 憩いの森

憩いの森設置事業として、昭和 61 年度から身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っています。

憩いの森の所在地及び面積

単位：m²

名 称	所 在 地	全体面積
西富憩いの森	西富 631-3 付近	8,353.00
稲荷憩いの森	稲荷 494 付近	4,090.00
片瀬山憩いの森	片瀬山一丁目 13 番付近	2,133.39
長後憩いの森	長後 2756 付近	7,685.00
計		22,261.39



【西富憩いの森】

④ 水と緑のネットワークづくりの推進

首都圏における、まとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、平成 16 年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）がとりまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられていました。

神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進を図るため、平成 18 年 3 月に「神奈川みどり計画」を策定し、水と緑のネットワークづくりを進めてきました。

また、引き続き本計画を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を平成 28 年 3 月に策定し、令和 6 年 3 月には「かながわ生物多様性計画 2024-2030」として改定されました。本計画において、本市は都市・近郊エリア等に位置づけられています。

この広域的な観点から見た本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、施策を推進します。本市は周囲を 7 つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について、関係各市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の保全や緑化の推進を図ります。

⑤ 都市公園

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります（詳細は 126 ページ）。

⑥ 都市公園以外の公共施設緑地

都市公園以外の公共施設緑地は、令和 7 年 3 月 31 日現在約 334 ha です。市有山林は、みどり基

金による取得、土地所有者からの寄附及び神奈川県との共同購入により増加していますが、緑の広場や憩いの森等、土地所有者との契約により確保している緑地は、相続の発生等により緑地としての活用ができなくなることがあります。公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化などに努めることが重要です。

⑦ 公共施設の緑化

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

⑧ 民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています。

令和 6 年度末現在の緑化協定・緑化計画の締結件数は 6,841 件、緑地面積は 478.6ha になっています。

⑨ 市の木「クロマツ」、市の花「フジ」と市の鳥「カワセミ」

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。令和 6 年度においては、松枯れを防止するために 120 本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した 2 つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」の PR などを活用し、フジの普及啓発を行っています。

市の鳥カワセミについては、引地川、境川、目久尻川などの水系を中心に長久保公園や大庭の裏門公園などでも見かけることができます。

なお、裏門公園では人工営巣地の管理作業を実施しており、近年カワセミの生息が確認できるようになりました。

【市の木】

昭和 45 年 10 月 1 日制定



クロマツ

【市の花】

昭和 45 年 10 月 1 日制定



フジ

【市の鳥】

平成 4 年 10 月 1 日制定



カワセミ

⑩ みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 6 年度末時点では、基金残高 7 億 8,379 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しており、昭和 61 年度から現在まで合計約 11.7 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況

単位：千円

年度	積立金			取崩金		取得面積 (m ²)	年度末 基金額	
	本市積立	寄附金		緑地取得	その他			
令和 2 年	71,348	11,933	(62 件)	91	0	15,317	0	805,012
令和 3 年	74,203	13,738	(68 件)	20	0	15,569	0	877,404
令和 4 年	72,661	13,281	(87 件)	40	130,729	15,261	5,364.82	817,396
令和 5 年	70,170	19,225	(83 件)	80	149,265	14,533	2,859.00	743,103
令和 6 年	72,324	31,414	(61 件)	1,626	50,008	14,670	4,230.70	783,789

⑪ 街路樹の維持・管理

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹は、令和 7 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 13,500 本、低木等が約 67,900 m²あり、良好な街路樹の維持・管理に努めています。

今後も引き続き、街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行っていきます。

(2) 里山の保全

① 里山の現状

里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものです。

昭和 40 年代前半頃まで、農業や林業の生産活動、堆肥や薪炭資源確保の場、及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入り、その景観が形成されました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったといわれています。明治時代頃までの里地里山は、屋根材等の共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、薪炭

資源としての利用価値の高いクヌギ・コナラなどの広葉樹や建材としての利用価値の高いスギ・ヒノキなどの針葉樹による混交林と、水田・畑などにより形成された景観だといえます。

近年、里地里山が持つ良好な景観の形成、生物多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養及びレクリエーションの場の提供などの多面的機能が注目されるようになりました。

一方で、産業構造や生活様式の変化及び農業・林業従事者の高齢化等に伴い、従来の管理が行われなくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつあります。また、土地利用形態の変化や都市整備などに伴い、里地里山景観そのものの消失が進んでいます。



【石川丸山谷戸における里地里山の景観】

② 雨水の地下浸透、保水機能の維持に寄与する樹林地や里山、谷戸などの保全

樹林地や谷戸等の緑は、防災機能、景観機能、レクリエーション機能等に加えて、雨水の地下浸透や保水機能など、自然の水循環を支える環境保全機能を有しています。

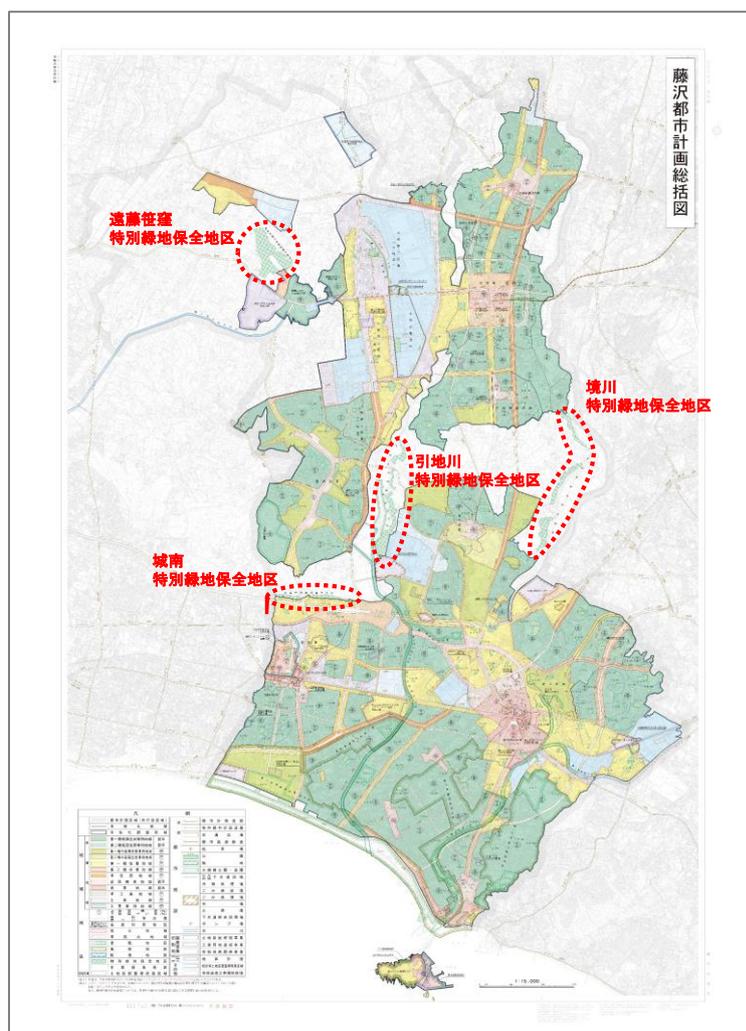
これらの機能の保全に向けて、みどり基金による緑地の取得等に加えて、特別緑地保全地区の指定や保存樹木制度活用などに努めています。

また、令和 2 年度からは市有山林において、里山環境の保全と再生を目的とした樹林地復元を行っています。

③ 特別緑地保全地区の指定

「都市緑地法」(第 12 条)に基づく特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地及び生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を目的としたもので、都市計画における地域地区(「都市計画法」第 8 条)の 1 つとして指定がなされています。同地区内では、緑地を保全するため宅地の造成、建築物の建築、及び木竹の伐採などの行為が制限されますが、その代償措置として税負担の軽減や土地の買い取り制度が設けられています。

現在、4 地区約 55.8 ha を指定しており、「藤沢市緑の基本計画」に基づき、今後保全すべき緑地のうち特に重要なものについて、本地区の指定を目指しています。



【特別緑地保全地区位置図】

④ 緑の保全制度の活用

神奈川県「自然環境保全条例」で指定されている自然環境保全地域（寒川社、皇子大神、宇都母知神社の3カ所）や、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、「里地里山保全等地域」に選定されている石川丸山谷戸の維持に努めています。そのほか、快適な都市環境を守っていくための風致地区のほか、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域及び保安林等、法令で規制されている地域については、それぞれの主旨を踏まえ、緑の保全の観点から関係部局との連携を行っています。

また、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林・保存樹木及び保存生垣の指定拡大に努めています。

⑤ 市民等による自主的な自然景観形成活動の支援

遠藤笹窪谷（谷戸）や石川丸山谷戸等で行われている、市民団体等による自主的な里地里山保全活動等に対し、補助金の交付など様々な支援を行っています。

⑥ 斜面緑地の保全

市内に残る良好な斜面緑地の保全方策の1つとして、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区※」があります。

特別緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など、通常の管理行為以外の行為は厳しく制限されています。

次の4地区、約55.8haを特別緑地保全地区として指定しています。

※特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的とした、「都市緑地法」第12条に基づくもので「都市計画法」第8条に基づく「地域地区」の1つです。

○引地川特別緑地保全地区

引地川左岸、湘南藤沢地方卸売市場北側から石川にかけた区域で、本市の緑の拠点となる地域(石川丸山谷戸)に接する斜面山林

- ・面積：約16ha
- ・最終決定年月日：昭和63年3月1日
- ・告示番号：県告示第179号



【引地川特別緑地保全地区】

○境川特別緑地保全地区

境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけた河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林

- ・面積：約15ha
- ・最終決定年月日：平成5年4月23日
- ・告示番号：県告示第469号



【境川特別緑地保全地区】

○城南特別緑地保全地区

国道1号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約1.3kmの斜面山林

- ・面積：約4.8ha
- ・最終決定年月日：平成9年3月28日
- ・告示番号：市告示第312号



【城南特別緑地保全地区】

○遠藤笹窪特別緑地保全地区

湘南台駅より西方約 3.5 km に位置する遠藤笹窪谷公園に接する緑地です。

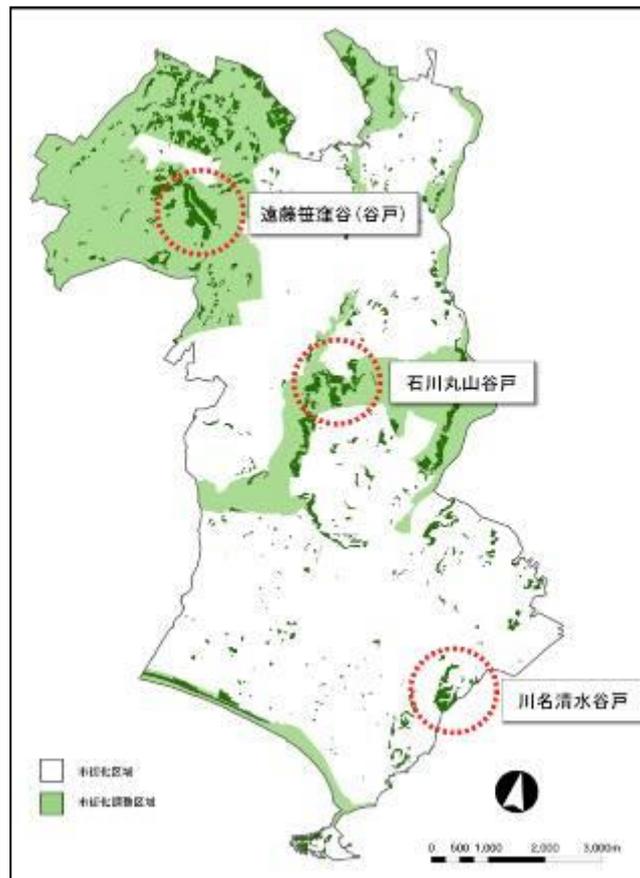
- ・面積：約 20 ha
- ・最終決定年月日：令和元年 9 月 17 日
- ・告示番号：市告示第 198 号



【遠藤笹窪特別緑地保全地区】

⑦ 三大谷戸の自然景観の保全

本市の三大谷戸は「藤沢市緑の基本計画」における「緑の保全拠点」、「藤沢市都市マスタープラン」における「みどりの景観拠点」に位置づけられており、緑地保全施策において優先かつ重点的な施策として、様々な制度を活用しつつ、具体的な施策を展開しています。また、市民団体と連携した保全に努めています。



【三大谷戸位置図】

○川名清水谷戸

位置：藤沢駅の南東約 1.2 km

面積：約 17.0 ha

概要：

- ・市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山空間が残る谷戸で、境川流域に含まれます。

- ・樹林や水田、湿地空間の組み合わせた多様な環境が、多くの生きものに生息・生育空間を提供しています。
- ・隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合を図りつつ、保全をめざします。

用地取得面積：約 11.9ha（市及び県）（令和 6 年度末時点）

○石川丸山谷戸

位置：善行駅の北西約 1.5 km

面積：約 19.0 ha

概要：

- ・引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しており、引地川流域に含まれます。
- ・2つの谷戸が合流することで、複雑な地形を形成しており、谷底部では湧水を起源とした小川が流れています。
- ・平成 27 年 9 月に「石川丸山緑地保全計画」を策定しました。
- ・谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しつつ里地里山の保全、活用ができるように施策を展開しています（令和 6 年 3 月現在：「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域 約 11.9ha）。

用地取得面積：約 6.5ha（令和 6 年度末時点）



○遠藤笹窪谷（谷戸）

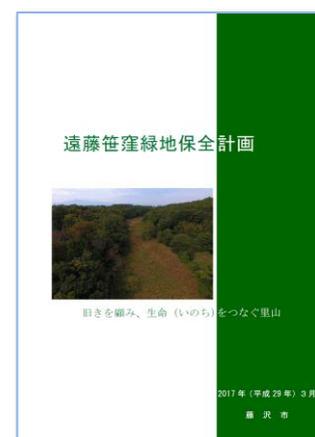
位置：湘南台駅の西約 3.5 km

面積：約 24.3 ha

概要：

- ・湿地などの中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成されており、相模川流域に含まれます。
- ・谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。
- ・平成 29 年 3 月に、自然環境の保全・再生・活用などの施策の展開に向け、「遠藤笹窪緑地保全計画」を策定しました。本計画を踏まえ、令和 4 年 7 月、谷戸底部に約 2.5 ha の遠藤笹窪谷公園を開設しました。
- ・令和 5 年 4 月に遠藤笹窪谷公園内に生物多様性サテライトセンターを開設し、生物多様性の普及啓発に取り組んでいます。

用地取得面積：約 20.2ha（令和 6 年度末時点）



2 生物多様性の保全

環境目標2-2

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)
ビオトープ拠点の 保全・再生、創出	取組・結果等について 市民、市民活動団体及び事業者といった多様な主体との協働・連携により、ビオトープ拠点の保全・再生、創出に関する取組を行いました。 今後の取組・対策等について ビオトープ拠点の保全・再生、創出活動については、引き続き市民をはじめとする様々な主体と協働・連携し推進していきます。	継続	継続	継続	継続

(1) 生物多様性の保全

① 海岸の保全

本市には片瀬東浜から辻堂海岸にいたる長さ約5.2 kmに及ぶ砂浜があります。

神奈川県では、「海岸法」改正により国が策定した「海岸保全基本方針」（平成12年5月）に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用の確保の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うため、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」（神奈川県、平成16年5月策定）と「東京湾沿岸海岸保全基本計画」（東京都・神奈川県・千葉県、平成16年8月策定）を定めています。平成27年2月に国が「海岸保全基本方針」を変更したことから、平成28年3月に「相模灘沿岸海岸保全基本計画」の変更（2回目）を行いました。「相模灘沿岸海岸保全基本計画」では、三浦市剣崎から静岡県境まで（延長約150 km）を範囲とし、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」という基本理念のもと海岸保全を行っています。

また、相模湾沿岸の変化に富んだ美しい自然海岸を将来へ引き継ぐため、神奈川県と本市を含めた沿岸13市町では「なぎさづくり促進協議会」（平成18年3月）を設置して、海岸侵食をはじめとした相模湾の諸問題について協議を行っています。令和5年7月に第18回なぎさづくり促進協議会が開催され、国に対し、海岸保全に係る財政措置による支援などを要望しました。

湘南海岸では、例年10月から5月頃にかけて強い南西風が吹きます。こうした潮風や飛砂による被害を防ぐため、海岸砂防林の植栽が行われてきました。大きく成長した砂防林は、開発が進んだ沿岸地域において白砂青松の美しい景観に寄与する貴重な緑となっており、砂防柵（竹ず柵）や防風ネットの設置などにより、海岸砂防林の保護、育成が図られています。

また、公益財団法人かながわ海岸美化財団では、海岸の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の支援及び海岸美化に関する調査、研究等を行うことにより、相模湾を中心とする海岸美化を図り、海岸の自然環境の保全と利用環境の創造に寄与しています。

② 江の島と片瀬海岸の保全

市内南部にある県指定史跡・名勝「江ノ島」は、周囲約4 km、面積約0.37 km²、標高約60.4 mの凝灰質砂岩から成る陸けい島です。島の裾にはいくつもの海浸洞窟、奇岩、奇^{きしゅう}嶋が巡り、また頂上部では藤沢市指定の天然記念物であるクックアロウカリア、シマナンヨウスギ、タイミンチク群を見ることができます。

片瀬漁港は、漁業活動の根拠地としてだけでなく、観光地であるこの地域の景観に寄与するデザインといった配慮のもと、市民・来訪者が憩いの場として利用することと、市民に安全・安心な魚介類を提供することを目的として整備を進め、平成19年度に完成しました。

また、江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの水産多面的機能発揮対策を行い、環境の保全に努めています。

今後も引き続き、砂浜も岩場もある恵まれた自然環境の保護・保全に努めます。



【神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」】

③ 海岸部ビオトープ拠点の保全

本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くの土地が宅地や耕地により構成されていますが、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、その環境に適応した植物による特有な植生が残されています。

辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜植生がみられ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部を成しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。

神奈川県などと協力し、これら海岸部ビオトープ拠点の保全を図っています。



【辻堂海岸の植生状況】

④ 谷戸、ため池、小川などの貴重な水辺の保全・整備

川名清水谷戸及び新林公園、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）及び少年の森等、緑地内に谷戸や湧水、ため池や小川、良好な樹林地がセットになった環境はビオトープネットワークの拠点であり、生きものの生息環境としても重要な場所です。

地元地権者や市民団体、NPO、大学等と協力し、これら貴重な水辺のビオトープ拠点の保全を図っています。

⑤ 「藤沢市生物多様性地域戦略」における取組



本市は、江の島や鶴沼海岸などの海浜環境に恵まれるとともに、引地川や境川沿いの斜面緑地及び川名清水谷戸・石川丸山谷戸・遠藤笹窪谷（谷戸）など多様で良好な自然が存在していますが、都市化の進展に伴い、自然環境が年々減少傾向にあります。

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市緑の基本計画」・「同実施計画」等の主要な計画等においては、本市の将来を見据え、海、河川、斜面緑地、農地及び公園等を中心とした骨格的な自然空間の保全や創出、そのネットワークの形成を図ることとしています。

また、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」は、平成10年度から平成13年度にかけて、全市域を対象に実施した「藤沢市自然環境実態調査」の成果を活用し、現存する良好なビオトープ環境の保全と再生・創出の推進を図ることを目的に、平成19年5月に策定しました。その後、本計画は平成30年6月に策定した「藤沢市生物多様性地域戦略」に引き継がれ、現在は同戦略の施策の1つとして取り組んでいます。

「藤沢市生物多様性地域戦略」では、生物多様性の重要性が十分に認識されていないという実態を最大の危機と捉え、まずは「啓発」することによって人々の関心・認識を高めていくことを目指し、本戦略の重点プログラムに「生物多様性センター機能の構築による連携やつながりの創出」を

位置づけました。

令和3年4月に策定した「藤沢市生物多様性実行プラン（第1期計画）」では、長久保公園に「生物多様性センター」を、市内三大谷戸周辺に「生物多様性サテライトセンター」を配置することを示していました。令和4年7月に三大谷戸の1つ、遠藤笹窪谷に遠藤笹窪谷公園が開園したことを受け、令和5年度より長久保公園と遠藤笹窪谷公園の2公園にそれぞれ「生物多様性センター」及び「同サテライトセンター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。



写真左上／稲荷持瀬市有山林の水辺
写真左下／稲荷の森 カントリーヘッジ
写真右／稲荷の森 落ち葉溜め



1990年代初頭から森づくりが行われている「稲荷の森（ふるさとの森）」周辺では、市民団体、NPO、企業、緑化事業者、行政の協働により、森と人のつながりに重点を置いた管理を実施しています。また、当該地の森づくりには、剪定や更新作業で発生した枝葉などのほかに、台風通過時に倒れた樹木などを活用しています。

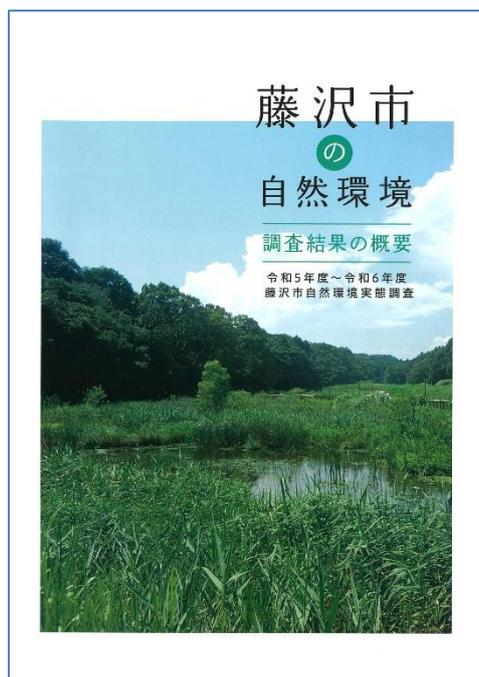
⑥ 自然環境実態調査の実施

「藤沢市環境基本計画」に基づき、平成10年度から平成13年度にかけて、専門家やボランティア団体の協力を得て、市内を代表する33カ所の緑地を対象とした第1回自然環境実態調査を行いました。その結果を基に、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を策定し、自然環境や緑地の保全など、各種の施策を展開してきました。

その後、10年が経過した平成23年度から平成25年度にかけて、市内48カ所において、第2回の調査を行いました。その結果を基に平成30年に既存の「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」を統合した「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、「啓発」と「協働」の推進により、生物多

様性の危機を回避し、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進しています。

前回調査から更に 10 年が経過したことから、自然環境の変化を把握するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、第 3 回調査を実施しました。調査結果については、「藤沢市緑の基本計画」や「藤沢市生物多様性地域戦略」の改訂など、各種施策展開に活用していきます。市内三大谷戸をはじめ、特に重要度の高い自然環境を有する 13 ヶ所を選定して調査を行うことで、同一地点における調査の継続性を担保しています。



⑦ 自然環境実態調査の活用

「藤沢市自然環境実態調査」を実施し（詳細は 113-114 ページ「⑥ 自然環境実態調査の実施」）、その結果に基づき、自然環境の保全を図っています。

⑧ 鳥獣の保護

傷病鳥獣の保護捕獲方法や保護施設等の案内をするとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。

⑨ 鳥獣の管理

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（「鳥獣保護管理法」）等に基づき、アライグマ・ハクビシン・クリハラリス等による生活・農業被害を防止するため、捕獲等許可の事務を実施しました。

令和 6 年度 許可等件数

内容	件数
鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可証等	131
神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証	70
神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画に基づく従事者証	18
計	219

生活被害防止のための鳥獣の捕獲数及び相談件数

種	年度	捕獲数(頭)			相談件数※(件)		
		令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
アライグマ		65	145	209	361	506	536
ハクビシン		34	35	44	167	150	93
クリハラリス		39	74	112	32	57	78

※ アライグマの相談件数には、アライグマと確認できているもののほか、アライグマ・ハクビシンの判別できないものを含む。

また、外来鳥獣のうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定されたアライグマ及びクリハラリスについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」及び「神奈川県クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画」に基づき捕獲等を本市事業として実施しています。

外来鳥獣捕獲事業による捕獲数 単位：頭

種	年度	令和4年	令和5年	令和6年
		アライグマ	51	—
ハクビシン	11	—	0	
クリハラリス	9	—	44	

※ 令和5年度は生活被害防止のための捕獲が増加したため未実施。



【アライグマ】

天井裏に侵入している様子



【ハクビシン】

子どもを口に咥えて天井裏から逃げる様子



【クリハラリス】

左：椿の花を食害している様子

右：ヒノキの木が食害された様子

⑩ 広域的な連携を図った自然環境の次世代への継承

「藤沢市生物多様性地域戦略」に基づく施策などにより、貴重な自然環境を次世代に継承していきます。

⑪ 民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています（詳細は 103 ページ）。

⑫ 緑地保全協働事業

現在、市で管理している緑地のうち 23 ヲ所の緑地において、特定非営利活動法人藤沢グリーンスタッフの会が緑地保全協働事業として維持管理等の活動を行っています。

活動内容は草刈りや枝払い等の緑地保全活動のほかに、里山保全ボランティア養成講座の開催や、植生調査、生物調査、ビオトープの維持管理、またイベントにおける普及啓発活動など、自然環境に関する様々な分野で活躍しています。

これらの活動を通じて、次世代に継承すべき本市の貴重な自然環境を保全しつつ、緑地保全に関する市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図り、市民協働による樹林地・里山・谷戸の管理を推進しています。

⑬ 天然記念物や市指定保存樹林等の保護

現在、本市指定の天然記念物として以下 7 件が指定されています。

また、昭和 46 年度から樹木、樹林について保存指定しています（詳細は 101 ページ）。支援制度に加え、所有者の方々のご理解、ご協力により自己管理していただくことで、緑の保全に努めています。

本市指定の天然記念物

名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
混生樹（寄り木）	渡内 648	慈眼寺	昭和 44 年 2 月 8 日
クックアロウカリヤ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
シマナンヨウスギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
タイミンチク群	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
大イチョウ	西富 1-8-1	清浄光寺	昭和 46 年 7 月 5 日
臺谷戸稲荷の森	大庭 1809～1810	稲荷神社	昭和 48 年 3 月 7 日
常光寺の樹林	本町 4-5-21	常光寺	昭和 51 年 4 月 15 日

⑭ 河川の保全、整備（再掲）

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度「河川法」の改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきてい

ます。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応じていくよう努めます。

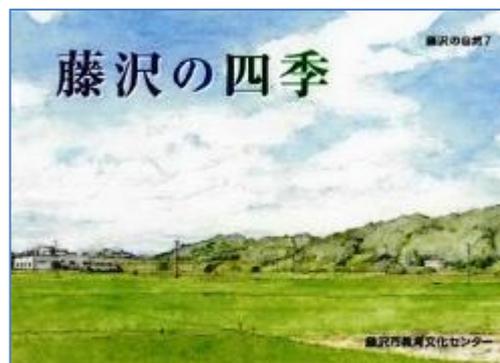
⑮ 水辺へのアクセス

「準用河川一色川整備基本計画」に基づく護岸改修工事において、親水性のある護岸整備を一部で実施しています。また、普通河川小糸川においても護岸改修工事を行っており、親水護岸を整備する予定としています。これにより水辺へのアクセスや快適性の向上が期待されます。

(2) 生物多様性に関する普及啓発

① 『藤沢の自然』シリーズの活用

藤沢市教育文化センターでは平成6年発行の「身近な草・きのこの語り」から平成27年発行の「藤沢の四季」まで8冊を刊行してきました。それら『藤沢の自然』シリーズは、本市の自然について調査研究及び資料収集を行い、体系的にまとめたものです。学校の教材として学校教育関係者並びに市民に提供しています。また、研修講座で適宜取り扱っています。



【『藤沢の自然』シリーズ】

② 『藤沢の自然観察ガイド』シリーズの発行

昭和50年度より、自然に親しみ、自然に学ぶことを目的に、市内の自然を紹介する『藤沢の自然（観察ガイド）』シリーズを市民向けに刊行してきました。この小冊子は、市内の自然をテーマに、編集を藤沢の自然に詳しい方々に依頼し、作成しています。

刊行当初の昭和50年度から平成17年度までは小冊子『藤沢の自然』を31冊発行し、平成12年度から平成28年度までは『藤沢の自然観察ガイド』として17冊を発行しました。



【『藤沢の自然観察ガイド』】

③ 自然観察会、緑化講習会の開催

身近な自然の大切さや生きものの保全に対する普及啓発を図るため、本市が主催して自然生態専門員が実施する初心者向けの自然観察会を実施しています。令和6年度は環境部門と連携した湘南エコウェーブ事業として、「みどりの保全セミナー～発見！里山里川探検隊～」を実施しました。

このほか、指定管理者と連携し、遠藤笹窪谷公園や長久保公園都市緑化植物園において、自然観察会、緑化講習会などを定期的で開催しています。

④ 自然景観に関する情報提供、啓発

藤沢の自然観察ガイド等により、地域の自然景観の情報を提供するとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を行っています。

⑤ 樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発

「藤沢市生物多様性地域戦略」に示した「保全型ビオトープ核エリア」である樹林地・里山・谷戸の保全に努めるとともに、保全に伴う活動に対する市民の理解を深めるための見学会や観察会、市民センターの連携した普及啓発事業を、稲荷の森（ふるさとの森）周辺や裏門公園で実施しています。



裏門公園では多様な主体によるカワセミの営巣場所の管理作業が行われています。また、市民を対象にした野鳥観察会などを実施しています。

生きものの生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組と啓発事業の事例

◇『大庭・裏門公園で実施するカワセミ営巣のための取組』

裏門公園における多主体協働による生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組において、啓発事業として、市民を対象にした「園内管理活動見学会」、「野鳥観察会」等を定期的に行っています。

⑥ 『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年1回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。

『ふじさわ教育』（189号）では、カラー4ページで藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「藤沢・ここでしか見られない動植物」という題で「第3回・藤沢市自然環境実態調査 実施」や「特筆すべき調査 江の島・今田遊水地」について情報を掲載しました。



【『ふじさわ教育』】

3 新たな緑の創出

環境目標2-3

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
市民一人当たりの 都市公園の面積※2 単位：m ²	取組・結果等について 新たな都市公園を創出することが できました。 今後の取組・対策等について 引き続き、都市公園の創出に向けた取 組を進めていきます。	目標	—	—	—	9.0	2.5%
		実績	5.33	5.41	5.42	—	
		対前年	—	0.07	0.01	—	
		対改定時	—	0.08	0.09	3.67	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値) / (目標値-改定時実績値)

※2 本市における実績値。

(1) 地域の緑化

① 緑の基本計画

ア 緑の基本計画とは

「都市緑地法」に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。

イ 緑の将来像

多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げています。

ウ 基本方針

基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しています。

(ア) 緑をまもる…保全

斜面緑地や農地など先人から受け継いできた貴重な緑を保全し、生態系の観点を重視した中で、多様な生きものが生息・生育する空間として恒久的な確保に努め、これを次世代へ継承します。また、行政だけでなく、市民も参画して、公園緑地の良好な維持管理を推進します。

(イ) 緑をふやす…創造

公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化を図るとともに、学校などの公共施設についても緑化を推進します。

湧水地や斜面林などは生きものの生息・生育拠点として機能するよう自然的な環境整備を図ります。

それぞれの地域性を高める、特色を活かした緑化をめざします。

(ウ) 緑をつなぐ…連携

緑の骨格である河川を中心に、都市公園や緑地、道路の植樹帯などによって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めます。さらに、市内だけではなく、隣接する市町との広域ネットワーク化を図ります。

鳥や小動物の移動空間としてのビオトープネットワークについては、河川を軸に、谷戸や周辺の湿地帯、湧水地や樹林地などを保全・活用し配置計画の中で体系づけます。

(エ) 緑をひろめる…普及

緑をまもり、ふやすためには市民が主体となった活動が不可欠です。行政の施策だけでなく企業や事業所などと一体となった緑化活動が求められており、各種催しなどを通じて、緑に対する啓発や緑化推進団体の発足を促すとともに、既存の緑化推進団体の活性化・協働にも力を注ぎ、緑の情報の共有に努めます。

(オ) 緑とくらす…共生

人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及に努めます。

また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。

環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有に努めます。

エ 目標水準

計画では、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）を設定し、段階的な目標として中間年次（令和 2 年、令和 12 年）を設けています。また、藤沢都市計画区域（藤沢市全域 6,956 ha）を計画の対象区域としています。

(ア) 緑地の確保目標

最終目標は、計画対象区域（藤沢市全域）の概ね 30%を目標とします。

令和 2 年 …27%

令和 12 年 …29%

令和 6 年度末において、約 24.6%となっています。今ある緑を大切にしつつ、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の多面的な機能（防災・景観・環境保全・レクリエーション）を捉えた上で良好な緑地を増やしていくように努めます。

(イ) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、最終目標は 20 m²/人とします。

令和 2 年 …14 m²/人

令和 12 年 …17 m²/人

この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成 26 年度に「緑の実施計画（第 1 期計画）」を策定し、令和 6 年度からは第 4 期計画に基づき事業の進捗を図っています。

② 民間施設の緑化

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています。

また、緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的で開催することで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

屋上緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成27年	16	158	2,228.12	21,427.54	1	9	385.10	1,787.41
平成28年	2	160	60.85	21,488.39	0	9	0	1,787.41
平成29年	5	165	171.18	21,659.57	0	9	0	1,787.41
平成30年	10	175	499.16	22,158.73	2	11	436.23	2,223.64
令和元年	3	178	390.80	22,549.53	0	11	0	2,223.64
令和2年	5	183	197.02	22,746.55	0	11	0	2,223.64
令和3年	3	186	140.83	22,887.38	0	11	0	2,223.64
令和4年	5	191	71.43	22,958.81	0	11	0	2,223.64
令和5年	0	191	0	22,958.81	0	11	0	2,223.64
令和6年	2	193	41.14	22,999.95	0	11	0	2,223.64

壁面緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計(件数)	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成27年	16	76	599.23	5,924.46	1	8	38.64	732.07
平成28年	6	82	581.83	6,506.29	0	8	0	732.07
平成29年	5	87	183.80	6,690.09	0	8	0	732.07
平成30年	1	88	31.82	6,721.91	0	8	0	732.07
令和元年	2	90	52.34	6,774.25	0	8	0	732.07
令和2年	9	99	494.61	7,268.86	1	9	295.49	1,027.56
令和3年	7	106	327.09	7,595.95	0	9	0	1,027.56
令和4年	5	111	139.62	7,735.57	0	9	0	1,027.56
令和5年	1	112	10.00	7,745.57	0	9	0	1,027.56
令和6年	3	115	84.01	7,829.58	0	9	0	1,027.56

③ 宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定

宅地内の生垣は、住宅地で火事が発生した際に延焼を抑制する防火機能を持つほか、近隣住民に対し癒しを与える機能を持っています。このような機能を有した宅地内の生垣を、保全・推進するため、住宅が建築される際、その建築敷地内に生垣を新設することを奨励しています。また、既に

存在する道路に面した生垣の保全を奨励するため、保存生垣の指定を行っています。

④ 郷土樹種による緑化の推進

緑化する樹木は、生育条件、管理方法等を十分考慮し、原則として郷土樹種から選定することとしています。

＜主な郷土樹種の種類＞

高木樹高 2.5 m 以上の常緑広葉樹：タブノキ・スダジイ・シラカシ・アラカシ・クスノキ・シロダモ・モチノキ・ヤマモモ・クロガネモチ

中木樹高 1.5 m 以上の常緑広葉樹：マサキ・ヤブツバキ・カクレミノ・ヒイラギ・ウバメガシ・カナメモチ・モッコク・キンモクセイ・ナンテン・ヤツデ

低木樹高 0.5 m 以上の常緑広葉樹：アオキ・トベラ・ヒサカキ・ハマヒサカキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツツジ類・アセビ・チャノキ・マンリョウ

⑤ みどりの贈り物・生垣用苗木の配布

みどりの贈り物は出生、結婚、パートナーシップ宣誓及び新築の際にお祝いとして苗木等を配布するもので、令和 6 年度は 1,295 本配布しました。

また、新たに生垣を新設する方に苗木を配布しています。どちらも本市の緑化推進の拠点である長久保公園都市緑化植物園で配布しています。

⑥ 市民団体などとの連携による緑化の推進及び各種イベントやコンクールなどをおとした緑化意識の普及・啓発

市内の緑地保全及び緑化推進に意欲的な市民ボランティア団体などと連携して、市有山林での草刈りや植樹を行うなど、緑化の推進を図っています。

また、毎年、緑化啓発ポスターや学校花だんなどのコンクールを行うことで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

⑦ 市民団体等との連携による緑化の推進

ア 藤沢市企業等環境緑化推進協議会

事業場の環境緑化は、そこで働く人たちにとって仕事場の環境をより良くし、また、地球環境との融和を図るためにも重要です。この認識をふまえて、昭和 49 年 4 月に藤沢市工場等環境緑化推進協議会が設置され、工場を持つ企業だけではなく幅広い企業の参画を図るため、平成 29 年 4 月に藤沢市企業等環境緑化推進協議会と名称を改めました。令和 6 年度末現在、加入事業所数は 43 社で、各種講習会や施設見学会などを開催し、緑化意識の向上に努めています。



【藤沢市企業等環境緑化推進協議会総会の様子】

イ 藤沢市みどりいっぱい市民の会

郷土の自然を守り、育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して、昭和 52 年 10 月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。令和 6 年度末の会員数は 83 人です。この会では、住民の緑化意識の向上を目指して自然観察会などを開催し、明るく住み良いまちづくりの実現のための活動を展開しています。また、植樹活動などのボランティア活動も行っています。



【藤沢市みどりいっぱい市民の会 会報】

ウ 「緑と花いっぱい推進の集い」の開催

緑化意識の向上は、市民総ぐるみによる緑化活動を推進するうえで、最も重要なことです。このことから、「緑と花いっぱい運動」の一環として、緑化意識の普及啓発を図るため、昭和 57 年から藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会、本市の三者で「緑と花いっぱい推進の集い」を毎年秋に開催し、第 43 回目となる令和 6 年度は、F プレイスにおいて 119 人の参加を得て開催しました。この「集い」では、「藤沢の自然や生き物を描いてみよう」をテーマとしたポスターコンクール等の表彰を行いました。

令和 6 年度「緑と花のまちづくりポスターコンクール」ほか応募状況

◇ポスターコンクール	2,172 点
◇学校花だんコンクール	19 校
◇標語コンクール	12 点
◇緑と花のまちづくり賞	7 点



【ポスターの展示会】（展示場所：長久保公園）

エ 長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）

住民の緑化意識の高揚、植栽意識の普及を図り、都市緑化の推進に資することを目的とした長久保公園都市緑化植物園は、「みどりの相談所」をはじめ、花のプロムナード・迷路を兼ねた 65 種類の樹木を配した生垣見本園・溪流広場・樹木見本園・芝生広場・スイレンの池・花菖蒲の池及び駐車場などの施設を有し、植物に関する相談への対応や市民団体等による植物の展示会や講習会等も行っていきます。



【長久保公園の花だん】

令和 5 年度から「生物多様性センター」としての機能を付加し、生物多様性ネットワークの構築及び普及啓発の活性化に向けた取組を開始しました。

オ 公園愛護会

都市公園は、市民共有、地域共有の財産であり、市民と行政が協働し、常に市民の声、地域の声が反映される形で地域が自主的に管理、運営していくことが望まれています。昭和 58 年度に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等をお願いをしてくるきており、現在 160 を超える公園愛護会が活動しています。また、公園美化推進団体として、「新林公園みどりの会」や「円行公園竹林の会」が発足し、市民ボランティアとして、行政や指定管理者と協働で維持管理を行っています。

⑧ 都市公園

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。本市の都市公園（県立公園を含む）は令和 7 年 3 月 31 日現在、320 ヲ所、240.25 ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² となっています。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります。

⑨ 都市公園の整備

都市公園は、「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで、欠かすことのできない都市施設です。

本市の公園緑地計画は、南北に流れる引地川と境川、東西に広がる広域的な緑地を基軸に、新林公園、大庭城址公園、長久保公園及び片瀬山公園等の大規模な公園を配置するとともに、地域コミュニティ形成の場となる身近な公園のバランス良い配置をめざし、順次整備を推進しています。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、引地川緑道の一部を整備し、追加供用を行いました。今後も「身近な公園への未到達区域の解消」を目指し、都市公園の整備に取り組んでいきます。

令和 6 年度の都市公園の整備状況

単位：m²

名称	種別	所在地	開設面積（増加）
引地川緑地（追加供用）	緑道	鵜沼海岸三丁目	936.77

⑩ 公園緑地

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支える上で欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和 7 年 3 月 31 日現在、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり約 12.95m² となっています（令和 7 年 3 月 31 日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種別		箇所	面積 (ha)	備考
住区基幹公園	街区公園	270	45.50	
	近隣公園	25	27.90	
	地区公園	3	22.34	長久保公園、引地川親水公園、下土棚遊水地公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.43	八部公園（鵜沼運動公園）、秋葉台公園
特殊公園	風致公園	2	5.33	片瀬山公園、遠藤笹窪谷公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵜沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ヶ谷緑地、善行坂緑地、亀井野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.63	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		320	240.25	市民一人当たりの面積： 5.42m ² /人 [※]

※ 令和 7 年 4 月 1 日現在の人口 443,488 人を使用。

※ 各面積は百 m²未満を四捨五入して、ha 表示としているため、合計が一致しないことがある。

⑪ 緑の広場の設置状況

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼しています。

年度別緑の広場の設置状況

年度 利用区分	令和4年		令和5年		令和6年	
	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)
レクリエーション広場	35	66,796.71	33	63,937.87	33	63,937.87
運動広場	7	38,400.90	7	38,400.90	7	38,400.90
こども広場	13	7,216.32	11	6,889.66	7	3,289.42
計	55	112,413.93	51	109,228.43	47	105,628.19

<緑の広場が減少した理由>

相続等土地所有者のやむを得ない事情による解除と、公園の整備が進んだ地域における契約の終了によるものです。

⑫ みず・みどりの基幹軸

引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を検討しています。特に、本市のほぼ中央を南北に流れる引地川は、「みず・みどりの基幹軸」として、下流の龍宮橋から大庭鷹匠橋までの緑道の整備がおおむね完了しており、引き続き、下土棚地区で神奈川県が進める遊水地事業との連携、さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、緑道等の整備を検討していきます。

(2) 建物の緑化

① 公共施設の緑化

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

② 都市公園以外の公共施設緑地

公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保に努めることが重要です（詳細は102-103ページ）。

③ 建物の緑化推進

<建物緑化助成事業>

本市における緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成しています。

建物緑化義務がない建築物への助成制度利用件数 単位：件

年度	屋上緑化	壁面緑化	緑のカーテン
令和2年	0	1	2
令和3年	0	2	1
令和4年	0	0	5
令和5年	1	0	6
令和6年	1	1	4
合計	2	4	18

④ 民間の建物の建物緑化や壁面緑化の推進

敷地面積 500 m²以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他の建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際には、緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

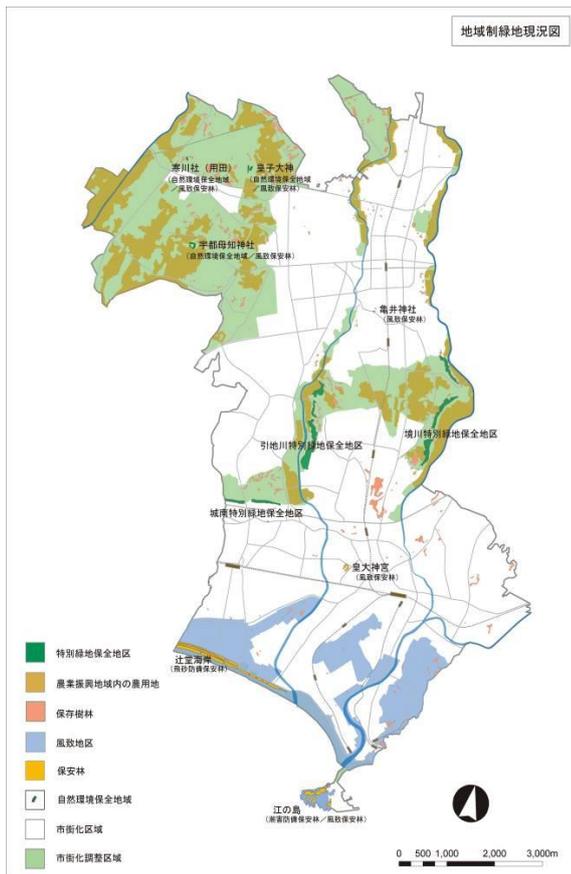
建物緑化義務がある建築物への助成制度利用件数 単位：件

年度	屋上緑化	壁面緑化
令和2年	0	0
令和3年	0	1
令和4年	0	0
令和5年	0	0
令和6年	0	0
合計	0	1

⑤ 民間施設緑地・地域制緑地

民間施設緑地は、私立学校の植栽地及びゴルフ場等、持続性の高い民有地を対象としていますが、引き続き緑の持続性を高めていく必要があります。

地域制緑地は、法に根拠をおくものとして特別緑地保全地区、生産緑地地区及び地域森林計画対象民有林等があります。また、条例などに根拠をおくものに自然環境保全地域、保存樹林、条例に基づき緑化された区域及び工場の植栽地等があります。相続の発生や土地利用転機などにより緑地の減少が続いています。



分類	項目	名称		
緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	都市公園	
	施設緑地	都市公園を除く公共空地	緑の広場、憩いの森、江の島自然の森、サムエル・コッキング苑、少年の森、市有山林、健康の森	
		自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路	自転車歩行者専用道、歩行者専用道	
		地方自治法設置又は市町村条例設置の公園	市営住宅地内公園、最終処分場跡地広場	
		公開している教育施設(国公立)	公立小中学校のグラウンド、神奈川県立体育センター	
		河川緑地	1級、2級、準用河川の水面部及び護岸部	
		港湾緑地	港湾地区内緑地	
		公共団体が設置している運動場やグラウンド	スポーツ広場、大籠運動広場	
		学校の植栽地	公立小中学校の植栽地	
		下水処理場等の付属緑地	大清水浄化センター、辻堂浄化センター、ポンプ場敷地の植栽地	
		道路環境施設帯及び植樹帯	国道、県道、市道の植樹帯	
		その他の公共公益施設における植栽地等	市役所、市民センター・公民館、保健・福祉等関連施設、環境関連施設、神奈川県施設、国施設など 市内の主な公共施設の植栽地	
		民間施設緑地	市民農園	遠藤ふれあい農園
			公開している教育施設(私立)	私立学校の植栽地(小中学校、大学)
			寺社境内地	寺社境内地
その他	ゴルフ場			
法による地域	特別緑地保全地区		都市緑地法によるもの	
	風致地区	都市計画法による区域のうち、居住地の植栽地		
	生産緑地地区	生産緑地法によるもの		
	農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律によるもの		
	保安林区域	森林法によるもの		
緑地	地域森林計画対象民有林	森林法によるもの		
	条例等による緑地の保全地区や緑化の協定地区	自然環境保全地域		
	樹林地の保存契約	条例による保存樹林、保存樹木、保存生垣		
条例等によるもの	協定による工場植栽地(協定等緑地)	主要な工場の植栽地、条例による緑化面積		

「地域制緑地現況図」及び「緑地の確保目標で計上する緑地」（「藤沢市緑の基本計画」より抜粋）

⑥ 都市の緑化

本市の緑被率（市域全体に対する緑に覆われた面積率）は、32.18%（令和6年度現在）となっています。市街化区域と市街化調整区域では、区域によって大きな差があります。特に市街化区域の住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、更なる普及啓発を図ることが重要です。

4 農水産業との共存

環境目標2-4

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
有機農業取組面積※2 単位：ha	<p>取組・結果等について 2024年度(令和6年度)の有機農業の取組面積は32.3haと、前年度実績値から約2.1ha増加しています。2030年度(令和12年度)の目標値81.8haに向け、より一層の取組が必要となります。</p> <p>今後の取組・対策等について 有機野菜の収穫体験講座のほか、藤沢産オーガニックマルシェを開催し、有機農業に対する理解促進を図ります。また、新規就農者を積極的に受入れ、有機農業の取組面積拡大を推進します。</p>	目標	—	33.5	40.4	81.8※3	20.3%
		実績	19.7	30.2	32.3	—	
		対前年	—	4.7	2.1	—	
		対改定時	—	10.5	12.6	62.1	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値) / (目標値-改定時実績値)

※2 本市における推計値。

※3 2050年(令和32年)に220haとするため、2022年度(令和4年度)以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

(1) 農水産業の保全・推進

① 水田の保全

有機農業*に取り組む農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稲生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています。

※「有機農業の推進に関する法律」（「有機農業推進法」）によると、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」を指します。

令和6年度 水田保全事業実績

	m ² 単価（円）	申請数（人）	申請面積（m ² ）	交付金額*（円）
水田保全事業奨励金	45	105	552,969	24,835,000

※ 交付金額は申請者ごとに1,000円未満を切り捨てるため、m²単価に申請面積を乗じた金額は交付金額と一致しない。

② 水路・農道の整備

令和6年度は、県の補助を受け、西俣野地区で64mの農道整備を実施しました。

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮するための基盤となる社会共通の資本であることから、適正な保全を図るため、今後も地元の水利団体等と十分な協議を行い、農業の基盤整備を計画的に進めていきます。

③ 「エコファーマー」の活動支援

化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する「エコファーマー」の活動を支援し、環境保全型農業や地域循環型農業の推進を図ります。

令和6年度、市内在住の神奈川県認定のエコファーマーは118人にのぼり、水田保全事業等を通じて水稲生産に伴う生産資材等の経費に対する奨励金の交付を行っていきます。また、エコファーマーの申請手続きについて、生産者の支援を行っていきます。

④ 農薬使用に関する情報提供

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、市民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。そのため、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施主体となり、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

引き続き、農薬の安全かつ適正な使用のため、国の動向など必要な情報収集等を行っていきます。

⑤ 農用地区域の保全

「農業振興地域の整備に関する法律」（「農振法」）に基づいて、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定め、優良農地の確保、保全に努めています。

【令和7年3月31日現在 農用地区域面積 約527ha】

⑥ 生産緑地地区

市街化区域内の農地については、農業等と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保のため、農業生産活動をもとにした緑地機能や公害・災害の防止機能等に優れたものを生産緑地地区として指定し、計画的な保全がなされています。

令和6年12月20日現在451カ所、約83.3haが生産緑地地区として指定されています。

⑦ 農業の振興対策

農業の存続と発展を図るため、様々な農業支援策を実施していますが、令和6年度に行った主な事業は、次のとおりです。

ア 農業者と都市住民との交流を図る事業

- ・果樹持寄り評会の開催
- ・収穫体験講座の開催
- ・食育講座の開催
- ・緑育体験イベント
- ・園芸まつり農産物品評会

イ 担い手の確保や農地の保全を図る事業

- ・認定農業者への支援等、本市農業の中核となる農業者の育成
- ・農業後継者等への支援
- ・遊休・荒廃農地の解消に対する支援
- ・水田保全事業奨励金の交付
- ・農福連携を行う農業者への支援

ウ 経営の近代化や環境に配慮した農法の導入など農業経営を支援する事業

- ・農業経営に要する資金を借り入れた際の利子補助
- ・地場野菜の安定的供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・環境に配慮した農業技術等の導入の支援（環境保全型農業）
- ・産地競争力を高めるための農業技術等の導入の支援
- ・環境保全型農業直接支払交付金の交付

エ 畜産経営の向上を図る事業

- ・家畜の伝染病予防と畜舎等の衛生対策への支援
- ・乳質、肉質の向上と繁殖性に優れた家畜を生産するため、乳牛、肉豚の資質改良・増殖事業に対する支援
- ・後継乳牛を生産するための事業に対する支援
- ・悪臭、水質汚濁等の防止や、畜産経営安定のための施設及び機械設置・改修等への支援

オ 農業の基盤を整備する事業

- ・農業用水路の維持管理及び水利施設の改修等の支援
- ・農業の用に供する道路の整備

⑧ 援農ボランティア養成講座

農業や野菜作りに興味があり、ボランティアで農作業を手伝うことに意欲のある方等を対象に、援農ボランティア養成講座を開催しています。養成講座では、実際に援農ボランティアとして活動する前に、農作業の基礎を身につけることに重点を置いています。

令和 6 年度は、亀井野地区水曜日コース・土曜日コース、有機農業水曜日コース・土曜日コースの計 4 コースを開講しました。援農ボランティア養成講座の開催を通じて、市民等の農業への理解と農家の労働力不足への支援を推進します。

援農ボランティア養成講座実績

年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
協力農家数 (戸)	19	19	18	20
受講者数 (人)	51	56	47	32

⑨ 日本型直接支払制度

既存の制度をもととして、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

⑩ 湘南広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町では農業の新たな担い手の確保、耕作放棄地の発生防止、農業振興、農地保全を目的として、新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について、2 市 1 町間で協定を締結しました。

⑪ 景観形成事業

市内若手農業者団体「さがみ農協藤沢市青少年藤友会」が大庭地区で遊休農地を活用した景観形成事業を行っています。地元若手農業者の PR 及び地域社会におけるふれあいの場として活用しています。



【大庭地区の菜の花】

⑫ 学校・保育園給食における食の安全への取組

学校・保育園給食では、食の安全への取組として、 unnecessary 添加物を含んでいない食品の使用に努めるとともに、安全性の高いものや地場産を取り入れ、極力手作りの給食を提供するように努めています。

【小学校給食の例】

小松菜チャーハン／ワントンスープ／
冷凍みかん／牛乳



【保育園給食の例】

ごはん／ミートローフ／キャベツときゅうり
の塩もみ／じゃがいもとあおなのスープ



⑬ 生産履歴の記帳と情報提供

本市では JA さがみと連携し、市内 JA 関連直売所における生産履歴の適正な記帳の普及啓発を促進します。また、市内 JA 関連直売所は、消費者からの求めがあった場合には、生産履歴記帳等の情報提供が行える体制整備に努めます。

生産者は、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴の記帳に努めます。

⑭ 「藤沢産利用推進店」制度

この制度は「藤沢産」農水産物、食品を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、積極的に PR することで、地産地消の推進と地場農水産物の消費拡大を目的として実施する事業です。

藤沢産利用推進店店舗数

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
登録店舗数※	101	96	91	95	100
新規登録店舗数	26	17	2	8	6
登録更新店舗数	75	79	89	87	94

※ 当該年度の年度末の数値。

⑮ GAP（農業生産工程管理）の普及促進

JA さがみと連携し、農産物の安全確保と消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の普及促進を図ります。